

第26回岩手県個人情報保護審査会

日時 平成27年11月6日(金) 午前10時から12時

場所 岩手県水産会館 5階 中会議室

次 第

1 開 会

2 議 事

(1) 会長の互選及び会長職務代理者の指名について

3 閉 会

岩手県個人情報保護審査会委員名簿

(平成27年10月1日現在・五十音順)

氏名	役職名等	備考
いし もり ゆう しん 石 杜 有 慎	(株)岩手日報社編集局次長兼論説委員	
うち だ ひろし 内 田 浩	岩手大学人文社会科学部教授	
さい とう ちかこ 斎 藤 千加子	岩手県立大学総合政策学部教授	
ふじ た はる ひこ 藤 田 治 彦	弁護士	
まつ もと さと こ 松 本 聡 子	弁護士	

(任期：平成29年9月30日まで)

第4章 附属機関

第1節 岩手県個人情報保護審査会

(設置等)

第51条 第38条第1項の規定による諮問に応じ不服申立てについて調査審議するため、岩手県個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を置く。

2 審査会は、前項の規定による調査審議を通じて必要があると認めるときは、この条例の実施に関し実施機関に意見を述べることができる。

(組織)

第52条 審査会は、委員5人以内で組織する。

(委員)

第53条 委員は、学識経験のある者のうちから知事が任命する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 知事は、委員が心身の故障のため職務の執行ができないと認めるとき、又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認めるときは、その委員を罷免することができる。

4 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

5 委員は、在任中、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。

(会長)

第54条 審査会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第55条 審査会は、会長が招集する。

2 審査会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 審査会は、第38条第1項の規定による諮問のあった日から起算して60日以内に答申するよう努めなければならない。

【趣旨】

1 第51条は、個人情報保護審査会の設置の根拠規定であると同時に、その所掌事務を定めたものである。

2 第52条から第55条までは、審査会の組織、委員、会長及び会議について定めたものである。

【解釈・運用】

1 第51条関係

- (1) 「第38条第1項の規定による諮問に応じ」（第1項）とは、すべての実施機関の諮問に応じるということである。審査会は、知事の附属機関として設置するものであるが、知事以外のすべての実施機関の諮問に応じ調査審議するものである。

- (2) 「前項の規定による調査審議を通じて必要があると認めるときは、この条例の実施に関し実施機関に意見を述べることができる」（第2項）とは、条例の実施に関し意見を述べるのは基本的には審議会の権限であるが、審査会においても、不服申立てに係る調査審議を通じてその必要性が認められる範囲で、実施機関に対して、個人情報保護制度の基本的な事項の改正、制度運営上の基本的な改善等に関して意見を述べることを定めたものである。

2 第53条関係

- (1) 第4項又は第5項は、特別職である附属機関の委員には、法令上、守秘義務又は政治的行為の制限について定めた明文の規定がないことから、審査会の機能に鑑み、審査会の委員に対し、守秘義務及び政治的行為の制限を課すことを条例上定めたものである。

- (2) 委員が第4項の守秘義務に違反した場合又は第5項の政治的行為の制限に違反した場合における罰則規定は設けられていないが、その違反は、職務上の義務違反として罷免事由となる。

(審査会の調査権限)

第56条 審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に係る個人情報記録された公文書の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された公文書の開示を求めることができない。

2 諮問実施機関は、審査会から前項の規定に基づく求めがあったときは、これを拒んではならない。

3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、開示決定等に係る個人情報の内容を審査会の指定する方法により分類し、又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。

4 第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、不服申立てに係る事件に関し、不服申立人、参加人又は諮問実施機関(以下「不服申立人等」という。)に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させ又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。

(意見の陳述)

第57条 審査会は、不服申立人等から申立てがあったときは、当該不服申立人等に口頭で意見を述べる機会を与えるよう努めなければならない。

2 前項の規定に基づき意見の陳述の機会を与えられた不服申立人又は参加人は、審査会の承認を得て、補佐人とともに出頭することができる。

(意見書等の提出)

第58条 不服申立人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

(委員による調査手続)

第59条 審査会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に、第56条第1項の規定に基づき提示された公文書を閲覧させ、同条第4項の規定に基づく調査をさせ、又は第57条第1項の規定に基づく不服申立人等の意見の陳述を聴かせることができる。

(提出資料の閲覧)

第60条 審査会は、審査会に提出された意見書又は資料について不服申立人等から閲覧の求めがあった場合においては、第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときを除き、これに応ずるよう努めなければならない。

2 審査会は、前項の閲覧について、日時及び場所を指定することができる。

(調査審議手続の非公開)

第61条 審査会の行う不服申立てに係る調査審議の手続は、公開しない。

【趣旨】

1 第56条は、審査会が審査のために必要な調査を行うことができる旨を定めたものである。

2 第57条は、不服申立人等の審査会に対する口頭による意見陳述について定めたものである。

- 3 第58条は、不服申立人等は審査会に対し、意見書又は資料を提出することができることを定めたものである。
- 4 第59条は、合議体を構成する一部の委員により、調査、意見陳述の聴取等ができることを定めたものである。
- 5 第60条は、不服申立人等は審査会に提出された資料等の閲覧を求めることができることを定めたものである。
- 6 第61条は、審査会の不服申立てに係る調査審議の手続を非公開とすることを定めたものである。

【解釈・運用】

1 第57条関係

- (1) この章に定める審査会の調査審議の手続は、行政不服審査法の定める手続に付加されるものであることから、不服申立人及び参加人は、本条に基づき審査会に対し口頭で意見を述べること、行政不服審査法第25条第1項ただし書の規定に基づき審査庁に対し口頭で意見を述べることのいずれか又は両方を選択することができるものである。
- (2) この規定を審査会の責務規定にとどめたのは、当該手続は、不服申立て事件の処理の一環としてなされるものであり、これを処分として構成し不服申立てを認めることは、簡易迅速な行政救済を図るという趣旨に反すること、行政不服審査法に基づく処分については不服申立てができない（同法第4条第1項）こととの権衡を図ったことによるものである。
- (3) 不服申立人等の意見を全面的に認めるとき、同一の個人情報の開示、非開示等の判断の先例が確立しているときなど、改めて当該不服申立人等から意見を聴く必要がないと認められる場合は、審査会は、当該事件の迅速な解決と審査会全体の調査審議の効率性確保のため、これを聴かずに答申することができる。
- (4) 「補佐人」（第2項）とは、行政不服審査法第25条第2項に規定されている補佐人と同趣旨であり、不服申立事案についての専門的知識をもって不服申立人又は参加人を援助することができる第三者をいい、不服申立人又は参加人の発言機関としての立場から事実上又は法律上の陳述を行う者である。具体的には、不服申立人又は参加人が言語に障害を有する者や外国人である場合にその者の陳述を補佐する者であるとか、不服申立人又は参加人が法人である場合の会計等の具体的な事務担当者などが該当する。

2 第58条関係

「相当の期間」とは、意見書又は資料を準備し、提出するために社会通念上必要と考えられる期間である。

3 第60条関係

「正当な理由」(第1項)とは、第三者の個人的秘密及び行政上の秘密で不服申立人等に知られないことにつき客観的に正当な利益がある場合をいう。

4 第61条関係

審査会の不服申立てに係る調査審議の手続は、不服申立てに係る決定の適否について行われるものであり、公開すると、個人情報公になりかねないことから、非公開とするものである。

なお、不服申立てに係る調査審議以外の会議は、原則的に公開されるものである。

(答申書の送付等)

第62条 審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを不服申立人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。

(庶務)

第63条 審査会の庶務は、総務部において処理する。

(会長への委任)

第64条 この節に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

【趣旨】

- 1 第62条は、審査会が答申したときは、不服申立人及び参加人へ答申書の写しを送付すること及び答申の内容を一般に公表すべきことを定めたものである。
- 2 第63条は、審査会の庶務について定めたものである。
- 3 第64条は、審査会の運営に関し必要な事項についての会長への委任について定めたものである。

【解釈・運用】

第62条関係

公表するものを「答申の内容」としたのは、答申書には、不服申立人の氏名等、一般に公表することが適当でない部分が含まれていることがありうることを考慮したためである。

岩手県個人情報保護審査会運営要領

(平成 13 年 10 月 22 日審査会決定)

(趣旨)

第 1 条 この要領は、個人情報保護条例（平成 13 年岩手県条例第 7 号。以下「条例」という。）第 64 条の規定により岩手県個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(審査の原則)

第 2 条 条例第 51 条第 1 項に規定する調査審議は、条例第 56 条第 1 項の規定に基づき求めた開示決定等に係る個人情報記録された行政文書をもとに行うものとする。

(理由説明書)

第 3 条 審査会は、条例第 38 条第 1 項の規定により実施機関から諮問を受けたときは、条例第 56 条第 4 項の規定に基づき、当該実施機関に対して、条例第 16 条、第 28 条又は第 36 条の決定の理由を説明した書面（以下「理由説明書」という。）の提出を求めるものとする。

(意見書)

第 4 条 審査会は理由説明書が提出されたときは、不服申立人に対して、その写しを送付するとともに、条例第 56 条第 4 項の規定に基づき、相当の期間を定めて、理由説明書に対する意見を記載した書面（以下「意見書」という。）の提出を求めるものとする。

2 審査会は、意見書が提出されたときは実施機関にその写しを送付するものとする。

(意見の陳述者の数)

第 5 条 条例第 57 条の規定に基づき審査会の会議に出席して意見の陳述を行う者の数は、3 人以内（不服申立人の補佐人を含む。）とする。ただし、審査会が必要と認めるときは、この限りでない。

(会議録の作成)

第 6 条 審査会は、次の事項を記載した会議録を作成するものとする。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 出席した委員その他関係者の氏名
- (3) 会議に付した事案の件名
- (4) 議事の概要
- (5) その他必要な事項

2 会議録には、会長及び会長が指名する委員 1 人が署名する。

(会長の専決事項)

第 7 条 会長の専決できる事項は、別表に掲げるとおりとする。

(補則)

第 8 条 この要領に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

附 則

この要領は、平成 13 年 10 月 22 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 21 年 10 月 29 日から施行する。

別表（第7条関係）

会長の専決事項

- 1 条例第56条第1項の規定による開示決定等に係る個人情報記録された行政文書の提示要求
- 2 条例第56条第3項の規定による資料の作成、提出要求
- 3 条例第56条第4項の規定による意見書又は資料の提出要求、陳述又は鑑定の要求
- 4 第4条第1項の規定による理由説明書の写しの送付
- 5 第4条第2項の規定による意見書の写しの送付
- 6 条例第57条第1項の規定による意見陳述の申立ての承認
- 7 条例第57条第2項の規定による補佐人とともに出頭することの承認
- 8 第5条ただし書の規定による意見の陳述を行う者の数の承認
- 9 条例第58条ただし書の規定による期間の決定
- 10 条例第60条第1項の規定による意見書又は資料の閲覧の承認
- 11 条例第60条第2項の規定による日時及び場所の指定
- 12 条例第62条の規定による答申書の送付及び答申の内容の公表

岩手県個人情報保護審査会の会議録の作成の取扱いについて

1 会議録の内容

(1) 原則

議事の概要（岩手県個人情報保護審査会運営要領（以下「要領」という。）第 6 条第 1 項第 4 号にいう議事の概要をいう。以下同じ。）は、要点筆記により記載するものとする。

(2) 例外

次のいずれかに該当するときは、議事の概要の全部又は一部について、逐語反訳により記載するものとする。

ア 不服申立人等に意見の陳述をさせたとき。

イ その他会長が議事の内容について逐語反訳により記録することを必要と認めるとき。

2 会議録の確定

(1) 原則

会議録の案を次回の会議の開催前までに各委員に送付し、当該次回の会議の冒頭において各委員の了承を得たうえで、要領第 6 条第 2 項の規定に基づき会長及び会長の指名する委員が署名することによって確定するものとする。

(2) 例外

次回の会議について概ね 2 ヶ月以上開催の見込みがないときは、会長の了承をもって (1) に掲げる各委員の了承に代えるものとする。この場合、あらかじめ、会議録の案を各委員に送付し、期限を定めて書面による意見の提出を求めるものとする。

(3) その他

会議録が確定したときは、その写しを各委員に送付するものとする。

3 その他

この取扱いは、第 18 回岩手県個人情報保護審査会の会議録の作成から適用する。